

山形県障がい者施策推進協議会条例

昭和47年 3 月 29 日 山形県条例第18号

最終改正 平成24年 3 月 21 日 条例第30号

山形県心身障害者対策協議会条例をここに公布する。

山形県障がい者施策推進協議会条例

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第 1 項に規定する合議制の機関として、山形県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会の委員は、市町村長、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者（以下「障がい者」という。）及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者のうちから知事が任命する。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 学識経験のある者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

(後 略)